

令和7年度 地域産品輸出促進助成事業補助金 募集開始のお知らせ（1回目）

県では、県産農林水産物や加工食品の海外販路拡大に必要な経費の一部を補助し、県内生産者等の輸出促進の取組を支援しています。

このたび、令和7年度地域産品輸出促進助成事業補助金の1回目の募集を開始します。

なお、補助対象事業の実施期間に応じて、募集を2回に分けて行いますので、御注意ください。

■ 交付対象

宮城県内の農林漁業者若しくはその団体、又は食品製造業者若しくはその団体（以下「生産者等」）が行う、県産農林水産物等の輸出促進活動に要する経費。

※詳しくは下記「補助対象事業及び補助率等」を御覧ください。

■ 対象経費

- ・ 旅費
- ・ 輸送費
- ・ 委託費（翻訳料、通訳料）
- ・ その他経費（出展小間料等、海外出張使用料（海外用Wi-Fiルーターレンタル料））
- ・ 国際的認証取得費用

※詳しくは交付要綱を御覧ください。

■ 補助対象事業及び補助率等

補助対象事業及び補助率等	補助対象事業	補助上限	対象経費	補助率
	生産者等が海外で開催される商談会等に参加して、現地取引先を開拓する取組。	30万円	・ 旅費 ・ 輸送費 ・ 委託費 ・ その他経費 ※ただし、一般消費者への販売を伴わないものとする。	1/2

■補助金交付までの流れ

申請者が実施

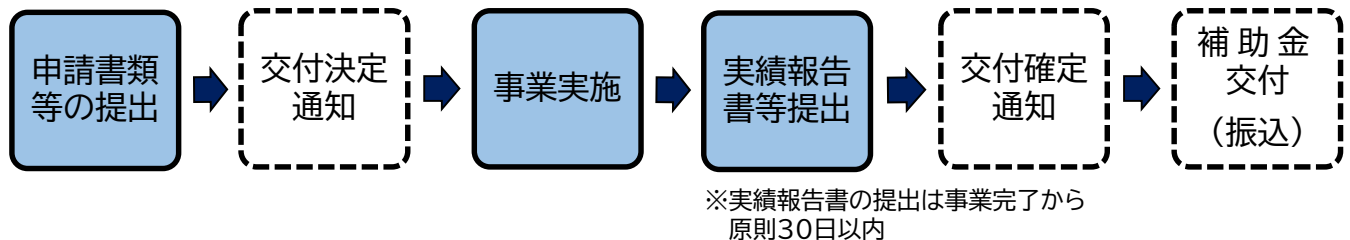
県が実施

令和7年度は募集を2回に分けます。

※2回目の募集開始は、令和7年8～9月頃を予定しております。

【1回目】補助対象事業が令和7年9月30日（火）までに終了するもの

【2回目】補助対象事業が令和8年2月20日（金）までに終了するもの



■留意事項

- 補助金の交付対象となるのは、交付決定日から令和8年2月20日（金）までに実施し、必要経費の支払いまで完了した補助対象事業です。
- 補助対象事業の着手（航空券の購入等）は、原則交付決定後に行う必要があります。ただし、やむを得ない事情等がある場合、「**交付決定前着手届**」を提出することにより、事前着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自己責任となりますので、御注意ください。
- 同一国・地域を対象とした同一の補助対象事業に対し、平成28年度以降3回を超える当該補助金の交付実績がある者、同一年度に当該補助金の交付実績がある者、補助事業に対し他の補助金の交付実績がある者については、今回の補助金は御利用いただけません。
- 原則として、1回の申請で補助対象となる商談会等は1つとします。ただし、事業者が現地に渡航し、1回の渡航で複数の商談会等に参加する場合は、旅程や商談会等の会期等を確認したうえで、必要かつ合理的と認めるものに限り複数の商談会等にかかる経費を補助対象とします。
- 補助事業が完了したときは、補助事業等の完了から30日を経過した日又は令和7年3月1日のいずれか早い日までに「事業実績書」及び要綱に定める書類（収支決算書、領収書等の写し等）を添えて提出してください。
- 申請等は、下記URL又は右記QRコードからお手続きをお願いいたします。
<https://logoform.jp/form/GQGB/950267>
- 詳しくは、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。



お問い合わせ先

担当部署：宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室
国際ビジネス推進第二班

住 所：仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2346 FAX：022-268-4639